

令和 6 (2024) 年 5 月 29 日

○社会保障審議会令  
(平成十二年六月七日政令第二百八十二号)  
最終改正・令和五年三月三十日政令第一二二六号

## 内閣は、厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

**第一条** 社会保障審議会(以下「審議会」という。)は、厚生労働省設置法第七条第一項に規定するもののほか、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和三年法律第六十号)の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

**第二条** 第一条の二 審議会は、委員三十人以内で組織する。

**第三条** 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時に委員を置くことができる。審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

**第四条** 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

**第五条** 第三条の二 委員の任期は、前任者の残任期間とする。専門委員は、再任されることができる。

**第六条** 第三条の二 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任

(委員の任期等)

期は、前任者の残任期間とする。専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

**第七条** 第三条の二 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任

(会長)

期は、前任者の残任期間とする。専門委員は、再任されることができる。

(会長)

**第八条** 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

(会長)

会長は、審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。その職務を代理するときは、あらかじめその指名する委員が、

**第九条** 第五条 (分科会) 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これら同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	統計分科会	医療分科会	福祉文化分科	会員会	介護給付費分科会	医療保険保険料率分科会	年金記録訂正	分科会
統計の総合的企画、調査及び研究、統計の改善及び整備並びに統計の知識の普及及び指導に関する事項を調査審議すること。	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第八条第九項、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)及び社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第百四十九条の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)及び介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。	健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保健法(昭和十四年法律第七十三号)及び健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十七号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。	厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五十五号)、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第十四条の三第二項及び第十四条の四第三項並びに厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十一号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。			

2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が指名する。前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員



法のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第二条第二項及び第三項」とする。平成二十七年三月一日から同月三十一日までの間は、改正後第五条第一項の表年金記録訂正分科会の項中「厚生年金業成保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第三条第三項」とする。平成二十六年の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第三条第三項」とする。平成二十六年法律等の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第三条第三項」とする。

### 第一条<sub>(施行期日)</sub>附則（平成二七年九月一八日政令第三三〇号）抄

#### 第一則<sub>(施行期日)</sub>附則（平成二八年六月一七日政令第二三八号）抄

1 この政令は、（平成二十八年六月二十一日から施行する。抄

（平成二九年七月七日政令第一八五号）抄

第二則<sub>(施行期日)</sub>附則（平成二十九年七月十一日から施行する。抄

この政令は、（令和三年一〇月二九日政令第三〇二号）抄

この政令は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。抄

第三則<sub>(施行期日)</sub>附則（令和四年一月一九日政令第二五号）抄

この政令は、法の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。抄

第四則<sub>(施行期日)</sub>附則（令和五年三月三〇日政令第一二六号）抄

この政令は、令和五年四月一日から施行する。